

区民委員会報告資料

令和2年3月12日

報告事項件名	頁
1 足立区文化・読書・スポーツ分野計画の策定について・・・・・・・・・・	2
2 足立区住区センター条例施行規則の一部改正について・・・・・・・・・・	3
3 足立区立子育てサロン条例施行規則の一部改正について・・・・・・・・・・	6
4 足立区子育てサロン整備計画の策定について・・・・・・・・・・	10
5 足立区公益活動げんき応援事業助成金交付要綱の改正について・・・・・・・・	11
6 足立区生涯学習関連施設指定管理者の選定について・・・・・・・・・・	14
7 足立区孤立ゼロプロジェクト推進活動の実施状況について・・・・・・・・	15
8 令和2年度北千住都市開発株式会社の事業計画及び収支予算について・・・・	別添
9 令和2年度公益財団法人足立区体育協会の事業計画及び収支予算について・・	別添

(地域のちから推進部)

区 民 委 員 会 報 告 資 料

令和2年3月12日

件 名	足立区文化・読書・スポーツ分野計画の策定について
所管部課名	地域のちから推進部 文化・読書・スポーツ計画担当課、地域文化課、スポーツ振興課、中央図書館
内 容	<p>足立区文化・読書・スポーツ分野計画（「足立区文化芸術推進計画」「足立区読書活動推進計画」「足立区運動・スポーツ推進計画」）を別添のとおり策定した。計画の概要は下記のとおりである。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 計画の概要</p> <p>（1）計画の目的</p> <p style="padding-left: 2em;">文化・読書・スポーツの分野ごとの取り組みを推進するとともに、分野間の連携を強化することで、区民一人ひとりが人生100年時代を心豊かに生きることを応援する。</p> <p>（2）計画期間</p> <p style="padding-left: 2em;">令和2年度から令和7年度までの6年間</p> <p>2 計画の体系</p> <p style="padding-left: 2em;">別添のとおり</p> <p>3 計画のポイント</p> <p>（1）共通理念</p> <p style="padding-left: 2em;">3分野の計画が相互の関連を意識しつつ施策を組み立てていく上での統一した方向性として、共通理念「楽しさに気づき、深め、広げ、心豊かに生きる」を設定した。</p> <p>（2）重点項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ アンケート調査等を通じて明らかになった、施策推進の上での様々な課題の解決にあたり、「子どもの頃から」「身近」「つながり」を、3分野共通の視点とした。 ・ 上記の3つの視点を踏まえて、各計画が6年間の計画期間の中で重点的に取り組むべきことを定め、それぞれの施策や事業を進めていく。
問 題 点 今後の方針	新計画のもとで着実に施策や事業を展開していくために、幅広く周知活動を行い、区民や事業者、関係団体等との協働・協創を推進していく。

区 民 委 員 会 報 告 資 料

令和2年3月12日

件 名	足立区住区センター条例施行規則の一部改正について
所管部課名	地域のちから推進部 住区推進課
内 容	<p>令和2年度から一部児童館における日曜開館の実施及び施設使用料表の規定整備のため、下記のとおり足立区住区センター条例施行規則の一部を改正する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 改正内容等（詳細は、別紙1・新旧対照表のとおり）</p> <p>（1）一部の児童館における日曜開館の実施</p> <p>ア 改正理由 子どもの居場所づくりとして、日頃から利用者数が多く、日曜日利用の拠点となりうる児童館を日曜日にも開館するため。</p> <p>イ 改正内容 日曜開館を実施する児童館（3館） 舎人児童館、保塚児童館、千住あずま児童館 ※令和元年度は、東和児童館、鹿浜児童館で実施済み（令和2年度は、計5館で実施）</p> <p>（2）施設使用料表の変更</p> <p>ア 改正理由 栗島住区センターの貸出施設名（部屋名）変更のため。</p> <p>イ 改正内容 ・ 大広間→大広間（第一集会室） ・ 第一集会室→第三集会室 ※施設名を実態の部屋名表示としたものであり、現行の貸出形態に変更はない。</p> <p>2 施行年月日 令和2年4月1日</p>
問 題 点 今後の方針	児童館の日曜開館について、利用者数等を鑑みながら、次年度以降の増設を検討していく。

足立区住区センター条例施行規則の一部を改正する規則 新旧対照表

改正前			改正後																																																		
○足立区住区センター条例施行規則 平成2年3月31日規則第18号			○足立区住区センター条例施行規則 平成2年3月31日規則第18号																																																		
第1条～第14条 (省略)			第1条～第14条 (現行のとおり)																																																		
別表第1 (第2条関係)			別表第1 (第2条関係)																																																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東和住区センター</td> </tr> <tr> <td>鹿浜住区センター</td> </tr> </tbody> </table>			名称	東和住区センター	鹿浜住区センター	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東和住区センター</td> </tr> <tr> <td>鹿浜住区センター</td> </tr> <tr> <td><u>舎人住区センター</u></td> </tr> <tr> <td><u>保塚住区センター</u></td> </tr> <tr> <td><u>千住あずま住区センター</u></td> </tr> </tbody> </table>			名称	東和住区センター	鹿浜住区センター	<u>舎人住区センター</u>	<u>保塚住区センター</u>	<u>千住あずま住区センター</u>																																							
名称																																																					
東和住区センター																																																					
鹿浜住区センター																																																					
名称																																																					
東和住区センター																																																					
鹿浜住区センター																																																					
<u>舎人住区センター</u>																																																					
<u>保塚住区センター</u>																																																					
<u>千住あずま住区センター</u>																																																					
別表第2 (第8条関係)			別表第2 (第8条関係)																																																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>施設名</th> <th>施設使用料 (1時間ごと)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">梅島住区センター</td> <td>第1集会室</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>第2集会室</td> <td>700円</td> </tr> <tr> <td>第3集会室</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>大広間+娯楽室</td> <td>700円</td> </tr> <tr> <td>児童館広場</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>(省略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">栗島住区センター</td> <td><u>第1集会室</u></td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>第2集会室</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>大広間</td> <td>700円</td> </tr> <tr> <td>娯楽室</td> <td>500円</td> </tr> </tbody> </table>	名称	施設名	施設使用料 (1時間ごと)	梅島住区センター	第1集会室	500円	第2集会室	700円	第3集会室	500円	大広間+娯楽室	700円	児童館広場	500円	(省略)			栗島住区センター	<u>第1集会室</u>	500円	第2集会室	500円	大広間	700円	娯楽室	500円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>施設名</th> <th>施設使用料 (1時間ごと)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">梅島住区センター</td> <td>第1集会室</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>第2集会室</td> <td>700円</td> </tr> <tr> <td>第3集会室</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>大広間+娯楽室</td> <td>700円</td> </tr> <tr> <td>児童館広場</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td>(省略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">栗島住区センター</td> <td><u>大広間 (第1集会室)</u></td> <td><u>700円</u></td> </tr> <tr> <td>第2集会室</td> <td>500円</td> </tr> <tr> <td><u>第3集会室</u></td> <td><u>500円</u></td> </tr> <tr> <td>娯楽室</td> <td>500円</td> </tr> </tbody> </table>	名称	施設名	施設使用料 (1時間ごと)	梅島住区センター	第1集会室	500円	第2集会室	700円	第3集会室	500円	大広間+娯楽室	700円	児童館広場	500円	(省略)			栗島住区センター	<u>大広間 (第1集会室)</u>	<u>700円</u>	第2集会室	500円	<u>第3集会室</u>	<u>500円</u>	娯楽室	500円
名称	施設名	施設使用料 (1時間ごと)																																																			
梅島住区センター	第1集会室	500円																																																			
	第2集会室	700円																																																			
	第3集会室	500円																																																			
	大広間+娯楽室	700円																																																			
	児童館広場	500円																																																			
(省略)																																																					
栗島住区センター	<u>第1集会室</u>	500円																																																			
	第2集会室	500円																																																			
	大広間	700円																																																			
	娯楽室	500円																																																			
名称	施設名	施設使用料 (1時間ごと)																																																			
梅島住区センター	第1集会室	500円																																																			
	第2集会室	700円																																																			
	第3集会室	500円																																																			
	大広間+娯楽室	700円																																																			
	児童館広場	500円																																																			
(省略)																																																					
栗島住区センター	<u>大広間 (第1集会室)</u>	<u>700円</u>																																																			
	第2集会室	500円																																																			
	<u>第3集会室</u>	<u>500円</u>																																																			
	娯楽室	500円																																																			

改正前			改正後		
	児童館広場	700円		児童館広場	700円
	児童館工作室	500円		児童館工作室	500円
(省略)			(省略)		
桜花住区センター分館(桜	娯楽室	500円	桜花住区センター分館(桜	娯楽室	500円
花住区センターのうち足	児童ひろば	700円	花住区センターのうち足	児童ひろば	700円
立区花畑八丁目2番6号	娯楽室+児童ひろば	700円	立区花畑八丁目2番6号	娯楽室+児童ひろば	700円
に位置するものをいう。)			に位置するものをいう。)		
別記第1号様式～別記第4号様式(省略)			別記第1号様式～別記第4号様式(省略)		
			<u>付 則 (令和2年 月 日規則第 号)</u>		
			<u>1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。</u>		
			<u>2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の足立区住区センター条例施行規則(以下「旧規則」という。)の規定によりされている旧規則別表第2栗島住区センターの項に規定する第1集会室及び大広間の使用の承認は、それぞれこの規則による改正後の足立区住区センター条例施行規則(以下「新規則」という。)の規定によりされた新規則別表第2栗島住区センターの項に規定する第3集会室及び大広間(第1集会室)の使用の承認とみなす。</u>		

区 民 委 員 会 報 告 資 料

令和2年3月12日

件 名	足立区立子育てサロン条例施行規則の一部改正について																																																								
所管部課名	地域のちから推進部 住区推進課																																																								
内 容	<p>子育てサロン関原の土曜日開室に伴い、下記のとおり足立区立子育てサロン条例施行規則の一部を改正する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 改正内容等（詳細は、別紙2・新旧対照表のとおり）</p> <p>(1) 改正理由 新たに土曜日も開室し、父親等の男性や平日働いている方でも利用できるようにすることで、子育てサロンの利用者層の拡大を図るため。</p> <p>(2) 改正内容 子育てサロン関原の休業日から「土曜日」を削除する。</p> <p>《参考1》令和元年4月～11月の利用実績</p> <table border="1" data-bbox="416 1104 1406 1977"> <thead> <tr> <th>開室日</th> <th>サロン名</th> <th>利用者数(人)</th> <th>男性の割合</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">月 々 金</td> <td>竹の塚</td> <td>7,878</td> <td>1.8%</td> <td>保健センター内のため、土曜日は休館</td> </tr> <tr> <td>千住</td> <td>5,864</td> <td>3.1%</td> <td>保健センター内のため、土曜日は休館</td> </tr> <tr> <td>関原</td> <td>4,594</td> <td>1.0%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>新田</td> <td>2,750</td> <td>0.8%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>上沼田</td> <td>2,521</td> <td>0.7%</td> <td>(仮)江北健康づくりセンター移転後に土日開室予定</td> </tr> <tr> <td>北鹿浜</td> <td>2,133</td> <td>2.4%</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">月 々 土</td> <td>綾瀬</td> <td>9,079</td> <td>5.4%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>おおやた</td> <td>2,671</td> <td>2.4%</td> <td>令和元年4月から土曜開室</td> </tr> <tr> <td>六月</td> <td>1,656</td> <td>4.4%</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">月 々 日</td> <td>西新井</td> <td>57,863</td> <td>28.1%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>千住大橋</td> <td>27,282</td> <td>20.7%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>東保木間</td> <td>5,606</td> <td>8.7%</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	開室日	サロン名	利用者数(人)	男性の割合	備考	月 々 金	竹の塚	7,878	1.8%	保健センター内のため、土曜日は休館	千住	5,864	3.1%	保健センター内のため、土曜日は休館	関原	4,594	1.0%		新田	2,750	0.8%		上沼田	2,521	0.7%	(仮)江北健康づくりセンター移転後に土日開室予定	北鹿浜	2,133	2.4%		月 々 土	綾瀬	9,079	5.4%		おおやた	2,671	2.4%	令和元年4月から土曜開室	六月	1,656	4.4%		月 々 日	西新井	57,863	28.1%		千住大橋	27,282	20.7%		東保木間	5,606	8.7%	
	開室日	サロン名	利用者数(人)	男性の割合	備考																																																				
	月 々 金	竹の塚	7,878	1.8%	保健センター内のため、土曜日は休館																																																				
		千住	5,864	3.1%	保健センター内のため、土曜日は休館																																																				
		関原	4,594	1.0%																																																					
		新田	2,750	0.8%																																																					
		上沼田	2,521	0.7%	(仮)江北健康づくりセンター移転後に土日開室予定																																																				
		北鹿浜	2,133	2.4%																																																					
	月 々 土	綾瀬	9,079	5.4%																																																					
		おおやた	2,671	2.4%	令和元年4月から土曜開室																																																				
六月		1,656	4.4%																																																						
月 々 日	西新井	57,863	28.1%																																																						
	千住大橋	27,282	20.7%																																																						
	東保木間	5,606	8.7%																																																						

《参考2》子育てサロン関原の所在地
足立区関原二丁目10番地10号



2 施行年月日
令和2年4月1日

3 周知方法等
区ホームページ、SNS等により周知していく。
また、3月21日（土）にプレ実施として父親等も参加できるベビードダンスのイベントを実施する。

問題点
今後の方針

今後の他サロンの土・日曜開室については、施設的な条件等を踏まえながら検討していく。

足立区立子育てサロン条例施行規則の一部を改正する規則 新旧対照表

改正前			改正後			
○足立区立子育てサロン条例施行規則 平成29年12月25日規則第79号			○足立区立子育てサロン条例施行規則 平成29年12月25日規則第79号			
第1条～第14条 (省略)			第1条～第14条 (現行のとおり)			
別表 (第2条関係)			別表 (第2条関係)			
名称	休業日	利用時間	名称	休業日	利用時間	
子育てサロン 綾瀬	日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）、1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日まで	午前10時から 午後4時まで	子育てサロン 綾瀬	<u>日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）、1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日まで</u>	午前10時から 午後4時まで	
子育てサロン 六月			子育てサロン 六月			
子育てサロン おおやた			子育てサロン おおやた			
子育てサロン 竹の塚	<u>土曜日、日曜日、休日、1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日まで</u>		子育てサロン 関原			
子育てサロン 千住			子育てサロン 竹の塚			
子育てサロン 関原			子育てサロン 千住			
子育てサロン 上沼田	毎月第2月曜日（その日が休日にあたる場合は、その日後においてその日に最も近い平日）、1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日まで		子育てサロン 上沼田	毎月第2月曜日（その日が休日にあたる場合は、その日後においてその日に最も近い平日）、1月1日から1月3日まで及び12月29日から12月31日まで		子育てサロン 上沼田
子育てサロン 北鹿浜			子育てサロン 北鹿浜			
子育てサロン 東保木間			子育てサロン 東保木間			

改正前			改正後		
子育てサロン 西新井	足立区こども未来創造館の休館日	午前9時から 午後6時まで	子育てサロン 西新井	足立区こども未来創造館の休館日	午前9時から 午後6時まで
子育てサロン 千住大橋	1月1日から1月3日まで及び12月29 日から12月31日まで	午前10時から 午後6時まで	子育てサロン 千住大橋	1月1日から1月3日まで及び12月29 日から12月31日まで	午前10時から 午後6時まで
			<p align="center"><u>付 則 (令和2年 月 日規則第 号)</u> この規則は、令和2年4月1日から施行する。</p>		

区 民 委 員 会 報 告 資 料

令和2年3月12日

件 名	足立区子育てサロン整備計画の策定について
所管部課名	地域のちから推進部 住区推進課
内 容	<p>子育てサロン事業の目的である、子育ての不安や負担の軽減、育児の孤立防止等の達成に向けて、「足立区子育てサロン整備計画」(別添資料)を策定したので報告する。</p> <p>1 計画の位置づけ 「第2期足立区子ども・子育て支援事業計画」の策定に合わせ、子育て支援をより充実させていくために、子育てサロンの機能等について明確化するとともに、必要な整備を図っていく個別計画とする。 計画期間は、令和2年度から6年度までの5年間。</p> <p>2 策定の考え方 (1) 子育てサロンへのニーズが多様化しているため、幅広い利用者層の状況に合わせて役割・機能をタイプ別に整理のうえ周知を図り、支援を充実させていく。 (2) 子育てサロンにおけるニーズ量に対する確保方策、土・日曜日の開設拡大、狭小施設の解消等のために、新設や移転等の整備を図っていく。</p>
問 題 点 今後の方針	<p>1 利用者が自分の状況にあった子育てサロンを選び、必要な支援を受けられるように、ホームページ、パンフレット、あだち子育てガイドブックにおいて役割・機能の違いをわかりやすく周知していく。</p> <p>2 令和2年度における整備(子育てサロン関原の土曜日開設、新田地区における新設)を円滑に行う。</p>

区 民 委 員 会 報 告 資 料

令和2年3月12日

件 名	足立区公益活動げんき応援事業助成金交付要綱の改正について
所管部課名	地域のちから推進部 区民参画推進課
内 容	<p>足立区公益活動げんき応援事業助成金交付要綱を改正したため、下記のとおり報告する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 改正内容（詳細は、別紙3・新旧対照表のとおり） 「社会福祉法人のうち、足立区内で公益活動を行う団体と協働して事業を行うもの」を助成対象団体に加えた。なお、これまで助成の対象団体については、「NPO法人」「NPO団体」「一般社団法人」「地縁団体」としてきた。</p> <p>2 改正の理由 区内で公益活動を行う団体と協働し、子どもの貧困対策をはじめとした地域課題に取り組む社会福祉法人を助成対象団体に含めることで、地域連携の推進と地域活動の活性化を図るため。</p> <p>3 施行日 令和2年3月1日</p>
問 題 点 今後の方針	<p>区の重点施策や地域課題の解決に取り組むNPOの育成・発展を財政面で支援するため、助成金の利便性向上について、調査・研究を進めていく。</p>

足立区公益活動げんき応援事業助成金交付要綱 新旧対照表

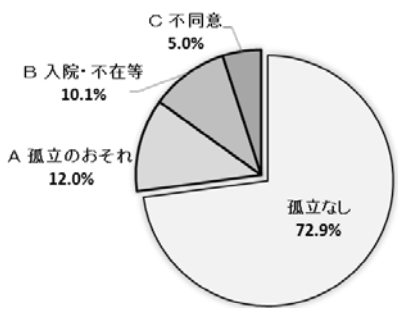
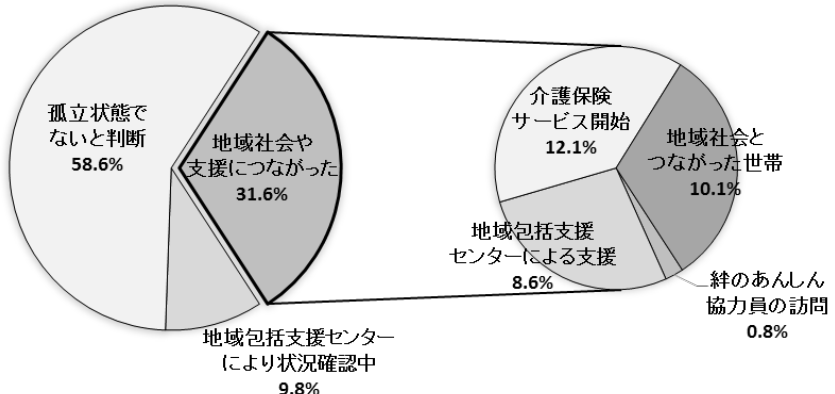
改正前	改正後
<p>○足立区公益活動げんき応援事業助成金交付要綱</p> <p>第1条 (省略)</p> <p>(助成対象団体)</p> <p>第2条 助成金の交付を申請することができるものは、足立区内において地域生活の課題解決のための公益活動を現に行い、又は行おうとする次の各号のいずれかに該当する団体とする。</p> <p>(1) 特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号。以下「法」という。)に規定する特定非営利活動法人(以下「NPO法人」という。)で、次のいずれにも該当する団体</p> <p>ア 足立区内に事務所(法第11条第1項第4号に規定する事務所をいう。)を有すること。</p> <p>イ 特定非営利活動(以下「NPO活動」という。)を行う地域が主として足立区内であること。</p> <p>ウ 法第29条第1項に規定する書類(事業報告書、収支計算書等)を全て所轄庁に提出していること。</p> <p>エ 足立区NPO活動支援センター登録団体であること。</p> <p>(2) 法の趣旨にのっとり、地域生活における課題解決のために活動する任意団体(以下「NPO団体」という。)及び公益的な活動を行うボランティア活動団体(以下「ボランティア団体」という。)のうち、次のいずれにも該当する団体</p> <p>ア 活動を行う地域が主として足立区内であること。</p> <p>イ 団体の役員が法第20条各号に該当しないこと。</p> <p>ウ 団体としての規約又は会則が整備され、かつ、事業計画を有すること。</p> <p>エ 団体の構成員が概ね6名以上であること。</p> <p>オ 足立区NPO活動支援センター登録団体であること。</p> <p>(3) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号。以下「社団法」という。)に基づいて設立された一般社団法人で、</p>	<p>○足立区公益活動げんき応援事業助成金交付要綱</p> <p>第1条 (現行のとおり)</p> <p>(助成対象団体)</p> <p>第2条 助成金の交付を申請することができるものは、足立区内において地域生活の課題解決のための公益活動を現に行い、又は行おうとする次の各号のいずれかに該当する団体とする。</p> <p>(1) 特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号。以下「法」という。)に規定する特定非営利活動法人(以下「NPO法人」という。)で、次のいずれにも該当する団体</p> <p>ア 足立区内に事務所(法第11条第1項第4号に規定する事務所をいう。)を有すること。</p> <p>イ 特定非営利活動(以下「NPO活動」という。)を行う地域が主として足立区内であること。</p> <p>ウ 法第29条第1項に規定する書類(事業報告書、収支計算書等)を全て所轄庁に提出していること。</p> <p>エ 足立区NPO活動支援センター登録団体であること。</p> <p>(2) 法の趣旨にのっとり、地域生活における課題解決のために活動する任意団体(以下「NPO団体」という。)及び公益的な活動を行うボランティア活動団体(以下「ボランティア団体」という。)のうち、次のいずれにも該当する団体</p> <p>ア 活動を行う地域が主として足立区内であること。</p> <p>イ 団体の役員が法第20条各号に該当しないこと。</p> <p>ウ 団体としての規約又は会則が整備され、かつ、事業計画を有すること。</p> <p>エ 団体の構成員が概ね6名以上であること。</p> <p>オ 足立区NPO活動支援センター登録団体であること。</p> <p>(3) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号。以下「社団法」という。)に基づいて設立された一般社団法人で、</p>

<p>足立区内を活動地域としている団体</p> <p>(4) 足立区地区町会自治会連合会等活性化事業助成要綱（平成 21 年 3 月 31 日付、20 足区区発第 4393 号）第 2 条に指定する団体（以下「地縁団体」という。）</p> <p>第 3 条～第 7 条 （省略）</p> <p>（助成金の交付申請）</p> <p>第 8 条</p> <p>1 （省略）</p> <p>2 第 2 条第 1 号から第 3 号までの団体は、前項各号の書類のほか、次に掲げる団体の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて区長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 第 1 項第 1 号及び第 3 号に該当する団体</p> <p>ア 法人登記事項証明書（ステップアップコース助成申請の場合は、申請日前 3 ヶ月以内のものに限る。）</p> <p>イ 法人定款の写し</p> <p>ウ 申請日前直近に所轄庁に提出した、法第 29 条に規定する書類のうち事業報告書、収支計算書等の写し</p> <p>エ 申請日の属する年度の収支計算書又はこれに準ずるもの及び当該年度の事業計画</p> <p>オ その他、区長が必要と認める書類</p> <p>(2) （省略）</p> <p>第 9 条～第 25 条 （省略）</p>	<p>足立区内を活動地域としている団体</p> <p>(4) 足立区地区町会自治会連合会等活性化事業助成要綱（平成 21 年 3 月 31 日付、20 足区区発第 4393 号）第 2 条に指定する団体（以下「地縁団体」という。）</p> <p><u>(5) 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）に基づいて設立された社会福祉法人のうち、足立区内で公益活動を行う団体と協働して事業を行うもの</u></p> <p>第 3 条～第 7 条 （現行のとおり）</p> <p>（助成金の交付申請）</p> <p>第 8 条</p> <p>1 （現行のとおり）</p> <p>2 第 2 条第 1 号から第 3 号まで <u>及び第 5 号</u> の団体は、前項各号の書類のほか、次に掲げる団体の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて区長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 第 1 項第 1 号、第 3 号及び <u>第 5 号</u> に該当する団体</p> <p>ア 法人登記事項証明書（ステップアップコース助成申請の場合は、申請日前 3 ヶ月以内のものに限る。）</p> <p>イ 法人定款の写し</p> <p>ウ 申請日前直近に所轄庁に提出した、法第 29 条に規定する書類のうち事業報告書、収支計算書等の写し</p> <p>エ 申請日の属する年度の収支計算書又はこれに準ずるもの及び当該年度の事業計画</p> <p>オ その他、区長が必要と認める書類</p> <p>(2) （現行のとおり）</p> <p>第 9 条～第 25 条 （現行のとおり）</p> <p><u>付 則 （31 足地区発第 1124 号 令和 2 年 3 月 1 日 区長決定）</u> <u>この要綱は、決定の日から施行する。</u></p>
---	---

区 民 委 員 会 報 告 資 料

令和2年3月12日

件 名	足立区生涯学習関連施設指定管理者の選定について
所管部課名	地域のちから推進部 地域文化課、中央図書館、スポーツ振興課
内 容	<p>足立区地域学習センター等の生涯学習関連施設は、指定管理者制度を導入し運営している。令和2年度末で指定期間が満了する10施設について、下記のとおり、公募により指定管理者候補者を選定し、その後区議会に付議することとする。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 対象施設</p> <p>(1) 足立区竹の塚地域学習センター・足立区立竹の塚図書館 (2) 足立区中央本町地域学習センター・足立区中央本町体育館・足立区立やよい図書館 (3) 足立区東和地域学習センター・足立区立東和図書館・足立区東和体育館 (4) 足立区佐野地域学習センター・足立区立佐野図書館・足立区佐野体育館 (5) 足立区江北地域学習センター・足立区立江北図書館・足立区江北体育館 (6) 足立区新田地域学習センター・足立区立新田コミュニティ図書館 (7) 足立区興本地域学習センター・足立区立興本図書館・足立区興本体育館 (8) 足立区伊興地域学習センター・足立区立伊興図書館・足立区伊興体育館 (9) 足立区鹿浜地域学習センター・足立区立鹿浜図書館・足立区鹿浜体育館 (10) 足立区立江南コミュニティ図書館</p> <p>2 指定期間 令和3年4月1日～令和8年3月31日の5年間</p> <p>3 スケジュール（日程調整中） 令和2年 3月25日 あだち広報および区ホームページに募集記事掲載 4月23日 募集説明会 5月下旬 応募受付 7月中旬頃 選定審査会（書類選考） 8月上旬頃 選定審査会（プレゼンテーション）</p> <p>4 選定審査会（計6名） 選定審査会委員は、学識経験者3名（社会教育専門、図書館専門等）、区内関係団体代表者2名及び区職員1名を予定し、公正な審査を確保する。</p>
問 題 点 今後の方針	<p>1 「文化・読書・スポーツ分野計画」の内容を指定管理者公募資料等に盛り込み、応募事業者から事業提案を募集する。</p> <p>2 広く情報提供することで、応募事業者数の増を図り競争性を確保する。</p> <p>3 事業の質的向上を促すため、人件費等の算定基準を含め指定管理料の必要な見直しを行う。</p>

件 名	足立区孤立ゼロプロジェクト推進活動の実施状況について																																												
所管部課名	絆づくり担当部 絆づくり担当課																																												
内 容	1 孤立ゼロプロジェクト推進活動実施町会・自治会について【令和2年1月末日現在】 <table border="1" style="display: inline-table; margin-right: 20px;"> <tr> <th>調査終了町会・自治会数</th> <th>終了率</th> </tr> <tr> <td>2回目以降：364団体</td> <td>82.7%</td> </tr> </table> ※全町会・自治会で1回目調査終了100%達成(平成30年3月末) 別紙4参照						調査終了町会・自治会数	終了率	2回目以降：364団体	82.7%																																			
	調査終了町会・自治会数	終了率																																											
	2回目以降：364団体	82.7%																																											
	2 高齢者実態調査実施状況について(累計)【令和2年1月末日現在】 <table border="1" style="display: inline-table; margin-right: 20px;"> <tr> <th colspan="4">調査世帯合計：48,375世帯(59,392人)</th> </tr> <tr> <th>孤立なし</th> <th>A 孤立のおそれ</th> <th>B 入院・不在等</th> <th>C 不同意</th> </tr> <tr> <td>35,269世帯 (44,061人) 72.9%</td> <td>5,804世帯 (7,239人) 12.0%</td> <td>4,895世帯 (5,181人) 10.1%</td> <td>2,407世帯 (2,911人) 5.0%</td> </tr> </table>  <p>【調査世帯数内訳】 70歳以上単身：37,281世帯 75歳以上のみ：11,094世帯</p>						調査世帯合計：48,375世帯(59,392人)				孤立なし	A 孤立のおそれ	B 入院・不在等	C 不同意	35,269世帯 (44,061人) 72.9%	5,804世帯 (7,239人) 12.0%	4,895世帯 (5,181人) 10.1%	2,407世帯 (2,911人) 5.0%																											
	調査世帯合計：48,375世帯(59,392人)																																												
孤立なし	A 孤立のおそれ	B 入院・不在等	C 不同意																																										
35,269世帯 (44,061人) 72.9%	5,804世帯 (7,239人) 12.0%	4,895世帯 (5,181人) 10.1%	2,407世帯 (2,911人) 5.0%																																										
3 調査世帯のその後の対応について【令和2年1月末日現在】 地域社会や支援につながった方：4,146世帯(累計、下記太枠内) ※11月(前回報告)以降つながった方：72世帯																																													
		<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th rowspan="2">地域包括支援センターにより状況確認中</th> <th rowspan="2">孤立状態ではないと判断</th> <th colspan="4">地域社会や支援につながった</th> </tr> <tr> <th>絆のあんしん協力員の訪問</th> <th>地域包括支援センターによる支援</th> <th>介護保険サービス開始</th> <th>地域社会とつながった世帯</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A 孤立のおそれ 5,804世帯</td> <td>346世帯 (6.0%)</td> <td>3,368世帯 (58.0%)</td> <td>67世帯 (1.2%)</td> <td>502世帯 (8.6%)</td> <td>886世帯 (15.3%)</td> <td>635世帯 (10.9%)</td> </tr> <tr> <td>B 入院・不在等 4,895世帯</td> <td>698世帯 (14.3%)</td> <td>3,015世帯 (61.6%)</td> <td>21世帯 (0.4%)</td> <td>345世帯 (7.0%)</td> <td>451世帯 (9.2%)</td> <td>365世帯 (7.5%)</td> </tr> <tr> <td>C 不同意 2,407世帯</td> <td>235世帯 (9.8%)</td> <td>1,298世帯 (53.9%)</td> <td>14世帯 (0.6%)</td> <td>281世帯 (11.7%)</td> <td>255世帯 (10.6%)</td> <td>324世帯 (13.5%)</td> </tr> <tr> <td>合計(A+B+C) 13,106世帯</td> <td>1,279世帯 (9.8%)</td> <td>7,681世帯 (58.6%)</td> <td>102世帯 (0.8%)</td> <td>1,128世帯 (8.6%)</td> <td>1,592世帯 (12.1%)</td> <td>1,324世帯 (10.1%)</td> </tr> </tbody> </table>						地域包括支援センターにより状況確認中	孤立状態ではないと判断	地域社会や支援につながった				絆のあんしん協力員の訪問	地域包括支援センターによる支援	介護保険サービス開始	地域社会とつながった世帯	A 孤立のおそれ 5,804世帯	346世帯 (6.0%)	3,368世帯 (58.0%)	67世帯 (1.2%)	502世帯 (8.6%)	886世帯 (15.3%)	635世帯 (10.9%)	B 入院・不在等 4,895世帯	698世帯 (14.3%)	3,015世帯 (61.6%)	21世帯 (0.4%)	345世帯 (7.0%)	451世帯 (9.2%)	365世帯 (7.5%)	C 不同意 2,407世帯	235世帯 (9.8%)	1,298世帯 (53.9%)	14世帯 (0.6%)	281世帯 (11.7%)	255世帯 (10.6%)	324世帯 (13.5%)	合計(A+B+C) 13,106世帯	1,279世帯 (9.8%)	7,681世帯 (58.6%)	102世帯 (0.8%)	1,128世帯 (8.6%)	1,592世帯 (12.1%)	1,324世帯 (10.1%)
	地域包括支援センターにより状況確認中	孤立状態ではないと判断	地域社会や支援につながった																																										
			絆のあんしん協力員の訪問	地域包括支援センターによる支援	介護保険サービス開始	地域社会とつながった世帯																																							
A 孤立のおそれ 5,804世帯	346世帯 (6.0%)	3,368世帯 (58.0%)	67世帯 (1.2%)	502世帯 (8.6%)	886世帯 (15.3%)	635世帯 (10.9%)																																							
B 入院・不在等 4,895世帯	698世帯 (14.3%)	3,015世帯 (61.6%)	21世帯 (0.4%)	345世帯 (7.0%)	451世帯 (9.2%)	365世帯 (7.5%)																																							
C 不同意 2,407世帯	235世帯 (9.8%)	1,298世帯 (53.9%)	14世帯 (0.6%)	281世帯 (11.7%)	255世帯 (10.6%)	324世帯 (13.5%)																																							
合計(A+B+C) 13,106世帯	1,279世帯 (9.8%)	7,681世帯 (58.6%)	102世帯 (0.8%)	1,128世帯 (8.6%)	1,592世帯 (12.1%)	1,324世帯 (10.1%)																																							
※調査後の転出・死亡等3,531世帯含む 																																													

4 「わがまちの孤立ゼロプロジェクト」について

日常的に見守りや声かけを行う町会・自治会等に、区が見守り応援グッズを提供し、自主的な見守り活動を後押しします。見守り活動には、戸別訪問、集会室や会館を使った居場所づくりなどがあります。

(1) 実施団体数【令和2年1月末日現在】

実施団体	① 集合住宅のみの町会・自治会	② ①以外の町会・自治会	マンション管理組合
94団体	56団体	37団体	1団体

※11月（前回報告）以降実施：2団体

(2) 実施内容

声かけ訪問		居場所づくり	
戸別訪問（行事参加促進など）	42	カラオケ	7
敬老祝い訪問	36	脳トレや簡単な体操	6
清掃活動	19	お茶飲み会	5
会費集金	10	グランドゴルフ	4
ラジオ体操	4	誕生日会	3
避難訓練	3	卓球	2
申込者あての電話確認	1	認知症カフェ	2
その他 （行事欠席者への訪問など）	4	その他サロン活動	22

※数字は団体数（重複あり）

問題点
今後の方針

各町会・自治会における調査を継続していくとともに、「地域見守り活動支援実施要綱」に基づき、地域の方々による自主的な見守り活動（わがまちの孤立ゼロプロジェクト）につなげていく。

孤立ゼロプロジェクト推進活動実施町会・自治会一覧【令和2年1月末日現在】

※町会・自治会名が網掛けの団体は、「わがまちの孤立ゼロプロジェクト」実施

	区民事務所名	町会・自治会名	孤立のおそれのある世帯数			
			1回目	2回目	3回目	合計
1	千住	千住旭町自治会	22			22
2		千住旭町会	4			4
3		千住東一丁目町会	8	2		10
4		千住東町町会	14	6		20
5		千住東二丁目自治会	1	0		1
6		千住曙町自治会	6			6
7		千住関屋町会	5	1		6
8		柳原東町会	9	3		12
9		柳原西町会	14			14
10		柳原南町会	8	3		11
11		柳原北町会	17	4		21
12		日ノ出町自治会	19	7		26
13		日ノ出町団地自治会	15	11		26
14		千住東町住宅自治会	9			9
15		関屋ステーションハイツ自治会	2	0		2
16		北千住パークファミリア自治会	5			5
17		グリーンコーポ千寿自治会	8	1		9
18		シテヌーブ北千住30自治会	0	0		0
19		千住関屋町自治会	1	0		1
20		コスモンティ北千住自治会	2	1		3
21		コーシャハイム北千住自治会（休会中）	0	2	0	2
22		イニシア千住曙町自治会	0			0
23		サングランデ千住曙町自治会（注1）				
24		千住橋戸町自治会	16	6		22
25		千住河原町自治会	17	2	9	28
26		千住仲町会	24	4	5	33
27		千住緑町町会	33	14		47
28		千住宮元町町会	5	1		6
29		千住中居町会	10	6		16
30		千住龍田町町会	27	8		35
31		千住桜木町町会	2	1		3
32		千住桜木二丁目町会	16	2		18
33		リバーサイド桜木自治会	5	3		8
34		都営桜木町アパート一号棟自治会	3	1		4
35		都営桜木町アパート二号棟自治会	23	7		30
36		千住桜木一丁目都営アパート自治会	20	6		26
37		千住一丁目町会	3	3		6
38		千住二丁目町会	6			6
39		千住三丁目町会	8	1		9
40		千住四丁目町会	23			23
41		千住五丁目町会	13			13
		フラッツ北千住自治会（解散）	1			1
42		千住大川町東町会	3	6		9
43		千住大川町西町会	9	2		11
44		千住大川町南町会	8			8
45		千住元町町会	14	13		27
46		千住柳町町会	13	5		18
47		千住寿町南町会	7	7		14
48		千住寿町北町会	6	5		11
49		都営千住元町団地一・二号棟自治会	8	5		13
50		都営千住元町団地三・四号棟自治会	7			7
51	北千住第二ダイヤモンドマンション自治会	0			0	

孤立ゼロプロジェクト推進活動実施町会・自治会一覧【令和2年1月末日現在】

※町会・自治会名が網掛けの団体は、「わがまちの孤立ゼロプロジェクト」実施

	区民事務所名	町会・自治会名	孤立のおそれのある世帯数				
			1回目	2回目	3回目	合計	
52	江北	高野町会	15			15	
53		下沼田町会	32	11		43	
54		江北二丁目住宅自治会	4			4	
55		上沼田町会	30			30	
56		都営上沼田アパート東和会	30	10		40	
57		都営上沼田アパートむつみ会	2	1		3	
58		堀之内町会	7			7	
59		西新井本町住宅自治会	6	4		10	
60		都営扇二丁目アパート自治会	9	3		12	
61		江北一丁目自治会	7	0		7	
62		ソフィア西新井自治会	2	0		2	
63		扇町会	0	0		0	
64		扇サンハイツ町会	1	1		2	
65		エンゼルハイム江北自治会	0	0		0	
66		江北三丁目自治会	3	2		5	
67		江北一丁目第三自治会	13	3		16	
68		都営アパート扇10号棟自治会	7	1		8	
69		都営江北四丁目アパート自治会	39			39	
70		江南	小台町会	20	7		27
71			宮城町会	16	6		22
72	宮城第三団地自治会		28	2		30	
73	尾久橋スカイハイツ自治会		2	1		3	
74	ラ・セーヌ小台自治会		0			0	
75	ライオンズマンション荒川遊園アクアステージ自治会		2	0		2	
76	グランシティレイディアントタワー自治会		0			0	
77	新田	新田町会	37	10		47	
78		都営新田一丁目アパート自治会	26	8	1	35	
79		新田二丁目第二自治会	0	0		0	
80		グランスイートハートアイランド自治会	0	0		0	
81		オーベルグランディオハートアイランド自治会(注2)					
	(新田ハートアイランド地区)	16	1		17		
82	興本	本木東町会	5	3	3	11	
83		本木西町会	12	3	1	16	
84		本木北町みのり町会	9	0	1	10	
85		本木南町会	13	2	3	18	
86		本木三丁目北町会	5	1	2	8	
87		扇一丁目寺地明和会	6	0	3	9	
88		扇一丁目親友町会	7	0	2	9	
89		扇一丁目協和会	5	0	2	7	
90		扇一丁目親栄町会	1	0	0	1	
91		扇一丁目北町会	2	1	1	4	
92		扇南町会	2	3	7	12	
93		扇三丁目町会	10	4	4	18	
94		興野町会	22	7	9	38	
95		都営扇三丁目アパート自治会	5	1	1	7	
96		扇一丁目第三団地自治会	8	4	4	16	
97		扇一丁目親睦自治会	12	0	3	15	
98		都営扇一丁目第二アパート自治会	3	0	1	4	
99		梅田	本木一丁目町会	13	9	1	23
100	本木一丁目中町会		7	3	2	12	
101	本木一丁目南町会		11	2	3	16	
102	関原二丁目南町会		5	5	5	15	

孤立ゼロプロジェクト推進活動実施町会・自治会一覧【令和2年1月末日現在】

※町会・自治会名が網掛けの団体は、「わがまちの孤立ゼロプロジェクト」実施

	区民事務所名	町会・自治会名	孤立のおそれのある世帯数				
			1回目	2回目	3回目	合計	
103	梅田	関原三丁目東町会	22	3	1	26	
104		中曽根町会	18	2	4	24	
105		関原二丁目町会	12	1		13	
106		関原三丁目町会	25	7	3	35	
107		梅田東町自治会	25	3	2	30	
108		梅田通町会	16	10	5	31	
109		梅田神明町自治会	14	8	7	29	
110		梅田本町自治会	23	4	1	28	
111		梅田上町自治会	16	0	4	20	
112		梅田稲荷町会	17	1	0	18	
113		梅田正和町会	17	4	0	21	
114		梅田亀田町会	7	1	0	8	
115		梅田八丁目アパート自治会	22	1	2	25	
116		コープ野村梅島自治会	6	0	0	6	
117		マーシャンハイツ梅島自治会	3	0		3	
118		梅島グリーンマンション自治会	0	0		0	
119		朝日プラザ梅田自治会	1	2	0	3	
120		梅島ビューハイツ自治会	3	0	0	3	
121		ブラウドシティ梅島自治会	0	0	0	0	
122		リライズガーデン西新井自治会	0	2	0	2	
123		中央本町	足立高砂町会	24	14	5	43
124			五反野西町会	23	13	11	47
125	足立東町会		9	5	4	18	
126	足立日吉町会		7	7	3	17	
127	足立四丁目町会		8	2	3	13	
128	八千代自治会		33	4	1	38	
129	中央本町若松町会		14	2	2	18	
130	中央本町自治会		10	3	2	15	
131	都営梅田三丁目アパート自治会		1	1		2	
132	島根町会		99			99	
133	梅島町会		50			50	
134	梅島栄町会		2	4		6	
135	中央本町弥生町会		5	1		6	
136	中央本町弥生自治会		11	3		14	
137	梅島二丁目東町会		6			6	
138	中央本町一丁目町会		0	2		2	
139	中央本町栄町会		5	3		8	
140	島根第二都住自治会		5	0		5	
141	島根四丁目住宅自治会		3	1		4	
142	島根四丁目第三自治会		5	1		6	
143	島根六月自治会		13	3		16	
	梅島ハイタウン自治会（解散）		1			1	
144	ザ・ウィンベル中央公園自治会		1	0		1	
145	綾瀬西町会		15	4		19	
146	西綾瀬三丁目自治会		12	2		14	
147	西綾瀬町会		29	18		47	
148	西綾瀬四丁目自治会		0	0		0	
149	西綾瀬三丁目第二自治会		6	0		6	
150	弘道一丁目町会		19	8		27	
151	弘道一丁目第二自治会		3	0		3	
152	弘道一丁目第4自治会		3	0		3	
153	弘道二丁目町会	11			11		

孤立ゼロプロジェクト推進活動実施町会・自治会一覧【令和2年1月末日現在】

※町会・自治会名が網掛けの団体は、「わがまちの孤立ゼロプロジェクト」実施

	区民事務所名	町会・自治会名	孤立のおそれのある世帯数				
			1回目	2回目	3回目	合計	
154	中央本町	弘道二丁目中央自治会	17			17	
155		青井二丁目町会	17			17	
156		弘道二丁目梅の自治会	17			17	
157		弘道第三団地自治会	2	1		3	
158		弘道一丁目自治会	0			0	
159		弘道二丁目五月自治会	0			0	
160		五反野第2スカイハイツ自治会	1	1		2	
161		弘道一丁目第5自治会	3	0		3	
162		青井二丁目二ツ家町会	4			4	
163		青井三丁目町会	9	5		14	
164		青井兵和町会	0			0	
165		青井第一自治会	8	1		9	
166		青井一丁目町会	8	4		12	
167		青井四丁目二ツ家本町会	2	3		5	
168		青井四丁目住宅自治会	0	1		1	
169		青井四丁目第六住宅自治会	1			1	
170		青井四丁目第三自治会	3			3	
			青井五丁目西町会（解散）	3		3	
171		西加平町会	3			3	
172		青井六丁目町会	14			14	
173		中央本町三丁目町会	11			11	
174		中央本町四丁目町会	8			8	
175		中央本町五丁目町会	7			7	
176		中央本町五丁目住宅親交会	6			6	
177		中央本町四丁目団地自治会	14	3		17	
178		青井五丁目供給公社自治会	2	2		4	
179		五反野スカイハイツ自治会	4	4		8	
180		青井五丁目睦自治会	1			1	
181		青井六丁目アパート自治会	2	0		2	
182		青井三丁目中央自治会	14	4		18	
183		日商岩井綾瀬マンション自治会	7	2		9	
184		青井三丁目東自治会	2	0		2	
185		都営青井二丁目住宅自治会	0	0		0	
186		青井四丁目緑会	2	1		3	
187		ダイアパレス綾瀬自治会	1	0		1	
188		青井四丁目第四自治会	0	0		0	
189		青井四丁目第五自治会	2	4		6	
190		グリーンパーク第5綾瀬自治会	1			1	
191		ビューネ北綾瀬自治会	0			0	
192		五反野第3スカイハイツ自治会	4			4	
193		五反野住宅自治会	2	1		3	
194		中央本町4丁目2号棟自治会（注3）		2		2	
195		中央本町四丁目4号棟自治会（注3）		0		0	
196		中央本町四丁目三号棟自治会（注3）		1		1	
197		中央本町四丁目一号棟自治会（注3）		0		0	
198		東綾瀬	綾瀬自治会	24	7		31
199			東和一丁目自治会	12	6		18
200	綾瀬東町会		22	8		30	
201	普賢寺自治会		26	5		31	
202	蒲原自治会		17	6	9	32	
203	上谷中町自治会		9	2		11	
204	下谷中町自治会		12	7		19	

孤立ゼロプロジェクト推進活動実施町会・自治会一覧【令和2年1月末日現在】

※町会・自治会名が網掛けの団体は、「わがまちの孤立ゼロプロジェクト」実施

	区民事務所名	町会・自治会名	孤立のおそれのある世帯数			
			1回目	2回目	3回目	合計
205	東綾瀬	普賢寺住宅自治会	9	1		10
206		東淵江自治会	18	4		22
207		蒲谷自治会	22	2		24
208		綾瀬七丁目団地自治会	10	1		11
209		パークタウン東綾瀬自治会	10	6	4	20
210		東綾瀬自治会	28	9		37
211		綾瀬五・六丁目自治会	5	11		16
212		綾瀬三丁目自治会	5	2		7
213		トーキョーガーデンズスイート自治会	1	0		1
214	中川	大谷田東自治会	25	12		37
215		隅田自治会	24	2	13	39
216		長門南部町会	12	4		16
217		長門東部自治会	10	4		14
218		長門北部自治会	1	2		3
219		長門西町会	9	5		14
220		大谷田二丁目自治会	12	0	2	14
221		東和二丁目自治会	26	2		28
222		東和二丁目西自治会	10	1		11
223		東和四丁目自治会	7	3		10
224		東和四丁目南部自治会	7	2		9
225		東和四丁目第三団地自治会（休会中）	0			0
226		ファミリー亀有壺番館自治会	0	1		1
227		ファミリー亀有弐番館自治会	0	0		0
228		LM綾瀬谷中公園自治会	1	0		1
229		ザ・レジデンス東京イースト中川自治会	1	1		2
230	東和四丁目第二アパート自治会	0	0		0	
231	佐野	大谷田上自治会	16	2		18
232		大谷田西部自治会	41	6		47
233		佐野一丁目町会	6			6
234		大谷田一丁目団地自治会	16	19		35
235		六木一丁目町会	5	5		10
236		六木二丁目町会	2	0		2
237		六木団地自治会	43	12	14	69
238		谷中北町会	16	5		21
239		佐野二丁目北町会	5	5		10
240		佐野二丁目南町会	8	6		14
241		ボナハイツ中川自治会	9			9
242		大谷田五丁目町会	22	5		27
243		中川ビューハイツ自治会	0	2		2
244		ライオンズプラザ北綾瀬自治会	0	1	2	3
245		都営大谷田自治会	1	0		1
246		神明上町会	2	1		3
247		神明東町会	7	3		10
248		神明仲町会	14	2		16
249		加平町会	26	6		32
250		北加平町会	13	6		19
251		六木三丁目町会	7	4		11
252		六木四丁目町会	4	0	3	7
253		辰沼町会	8	8		16
254		辰沼第二自治会	8	0		8
255		辰沼団地自治会	20	4		24
256		シャルム綾瀬自治会	2	1	2	5

孤立ゼロプロジェクト推進活動実施町会・自治会一覧【令和2年1月末日現在】

※町会・自治会名が網掛けの団体は、「わがまちの孤立ゼロプロジェクト」実施

	区民事務所名	町会・自治会名	孤立のおそれのある世帯数				
			1回目	2回目	3回目	合計	
257	佐野	六木三丁目自治会	4	1		5	
258		神明南町会	14	7	14	35	
259		ライオンズガーデン辰沼自治会	0	0		0	
260		神明2丁目自治会	1	0		1	
261	保塚	南花畑下沼町会	6	1		7	
262		榎戸町会	4	2		6	
263		堺田町会	2	0		2	
264		花保町会	17	13		30	
265		内匠本町町会	1	0		1	
266		花畑第三団地自治会	41			41	
267		花保親交町会	6	1		7	
268		東保木間一丁目都住自治会	6	1		7	
269		平野町会	9	4		13	
270		平野竹親町会	6	0	0	6	
271		六町町会	4	1		5	
272		六町三丁目町会	4	5		9	
273		保塚町町会	9	3		12	
274		一ツ家一丁目町会	14	0		14	
275		一ツ家二丁目町会	5	3	3	11	
276		一ツ家三丁目町会	14	2		16	
277		一ツ家四丁目町会	2	0		2	
278		六町二丁目町会	3	3		6	
279		平野一丁目団地自治会	5	0	0	5	
280		都住平野三丁目団地自治会	5	3		8	
281		東栗原団地自治会	39	16		55	
282		平野三丁目18番地自治会	3	1	2	6	
283		花畑	鷺宿町会	8	0		8
284			外ヶ原町会	6	3		9
285			仲組三丁目町会	7	0		7
286			堤根町会	8	6		14
287			前通り町会	6	3		9
288			花畑四丁目都住自治会	1			1
289	花畑団地自治会		39	12		51	
290	保木間第五団地自治会		21	12		33	
291	花畑七丁目団地自治会		2	1		3	
292	花畑第五都住自治会		1	0		1	
293	花畑第六都住自治会		0	3		3	
294	会組町会		1	0		1	
295	桑袋団地自治会		27	15		42	
296	花畑西町会		1	3		4	
297	保木間五丁目自治会		3	2		5	
298	南花畑自治会		0	0		0	
299	南花畑第二自治会		0	0		0	
300	保木間11自治会		3			3	
301	エステート花畑自治会		0	1		1	
302	仲組四丁目町会		3	1		4	
303	花畑八丁目団地自治会		0	0		0	
304	竹の塚		ベルドゥムール竹の塚自治会	0			0
305			水神町会	8			8
306			西保木間二丁目町会	7	2		9
307			原町会	8	3		11
308			名地共和会	2	2		4

孤立ゼロプロジェクト推進活動実施町会・自治会一覧【令和2年1月末日現在】

※町会・自治会名が網掛けの団体は、「わがまちの孤立ゼロプロジェクト」実施

	区民事務所名	町会・自治会名	孤立のおそれのある世帯数			
			1回目	2回目	3回目	合計
309	竹の塚	名地町会	6			6
310		在家町会	15			15
311		前保木間親睦町会	10	15		25
312		三の輪町会	5			5
313		若宮自治会	18	9	6	33
314		南保木間町会	17	6		23
315		北増田橋町会	4	10		14
316		南増田橋町会	0	0		0
317		第二都住会	3	6	3	12
318		第五住宅会	1	0	1	2
319		竹の塚南町会	7	1		8
320		竹の塚中町会	5	3	0	8
321		竹の塚上町会	26	9	3	38
322		六月町会	19	15		34
323		水無月会	0	0		0
324		第八六月自治会	1	2		3
		竹七三自治会（解散）	1			1
325		東保木間町会	21	1	4	26
326		都営住宅六月むつき自治会	5	0		5
327		都営西保木間二丁目団地自治会	6	0		6
328		西保木間都住自治会	10	4		14
329		西保木間四丁目都住自治会	7	5		12
330		竹の塚スカイタウン町内会	5	5		10
331		西保木間大曲自治会	2	0		2
332		都営西保木間一丁目自治会	1	1		2
333		六月中央自治会	3	2		5
334		東京都住宅供給公社西保木間住宅自治会	6			6
335		竹の塚六丁目アパート2号棟自治会	10	0		10
336		西保木間三丁目むつみ会	3	0		3
337		竹七東町会	2	0		2
338		西保木間自治会	3	0		3
339		新緑自治会	2	1		3
340		都営竹の塚団地第一自治会	4	0		4
341		都市再生機構竹の塚第一団地自治会	24	11	11	46
342		都市再生機構竹の塚第二団地自治会	13	5	3	21
343	都市再生機構竹の塚第三団地自治会	21	5		26	
344	第一保木間アパート自治会	4	0		4	
345	保木間第四アパート自治会	39	21		60	
346	保木間第四団地新館自治会	13	2		15	
347	竹の塚三丁目町会	8	2	0	10	
348	竹の塚七丁目団地自治会	36			36	
349	都営六月町団地自治会	5	1		6	
350	竹の塚マンション自治会	4	0	1	5	
351	都住保木間町アパート自治会	3	1	19	23	
352	日商岩井竹の塚マンション自治会	0	2		2	
353	西保木間中央自治会	1	0		1	
354	保木間四丁目自治会	2	0		2	
355	マンハイム竹の塚自治会	1			1	
356	六月一丁目第2自治会	1	0		1	
357	六月自治会	8	0		8	
358	竹の塚6丁目第3自治会	0			0	
359	洋伸竹ノ塚マンション自治会	1	0		1	

孤立ゼロプロジェクト推進活動実施町会・自治会一覧【令和2年1月末日現在】

※町会・自治会名が網掛けの団体は、「わがまちの孤立ゼロプロジェクト」実施

	区民事務所名	町会・自治会名	孤立のおそれのある世帯数				
			1回目	2回目	3回目	合計	
360	竹の塚	竹の塚ガーデンハウス自治会	0	0		0	
361		竹の塚6丁目アパート自治会	1	0		1	
362		竹の塚ビューハイツ自治会	0	0	1	1	
363		カインドステージ竹ノ塚自治会	0			0	
364		ライオンズスクエア竹の塚自治会（注4）		0			
365	西新井	西新井東町会	17	6		23	
366		西新井本町二丁目町会	7	2		9	
367		西新井本町三丁目自治会（休会中）	10			10	
368		興野北町会	36	4		40	
369		東京都住宅供給公社興野町住宅自治会	23			23	
370		都営西新井本町四丁目アパート自治会	0	2		2	
371		フレール西新井第一公団自治会	3	0		3	
372		フレール西新井第二自治会	6			6	
373		扇三丁目第二団地自治会	6	3		9	
374		栗原町会	69	4		73	
375		西新井栄町二丁目町会	9	4		13	
376		栗原南町会	3	2		5	
377		都営栗原1丁目アパート自治会	12	4		16	
378		西新井第四都住自治会	12			12	
379		あみだばし自治会	6	5		11	
380		西新井本町2丁目アパート自治会	3	1		4	
381		西新井六丁目アパート自治会	2			2	
382		西新井北町会	9	6		15	
383		栗原団地自治会	26	1		27	
384		西新井町会	5			5	
385		西新井1・2町会	5			5	
386		西新井本町一丁目町会	1	7		8	
387		西新井緑町会	13	4		17	
388		西新井仲町会	6	1		7	
389		西新井中央町会	27	14		41	
390		西新井15部町会	13	0		13	
391		西新井西町会	10			10	
			フレール西新井第一団地自治会（解散）	0			0
392		東京アクアージュ自治会	3	2		5	
393		秀和西新井レジデンス自治会	1	0		1	
394		ザ・ステージオ自治会	8	3		11	
395		レコシティグランデ自治会	0	0		0	
396		伊興	伊興町自治会	21	15		36
397			伊興北根町会	19	12		31
398			都市再生機構西新井第三団地自治会	20	9		29
399			伊興西町会	29	9		38
400			伊興中央町会	25	9		34
401			伊興北町会	7			7
402			伊興町アパート自治会	5	1		6
403			伊興仲町会	13	5		18
404	西新井四丁目諏訪木町会		5	7		12	
405	西新井四丁目自治会		10	2		12	
406	東伊興町会		16	1		17	
407	狭間町会		2			2	
408	伊興南町会		12			12	

孤立ゼロプロジェクト推進活動実施町会・自治会一覧【令和2年1月末日現在】

※町会・自治会名が網掛けの団体は、「わがまちの孤立ゼロプロジェクト」実施

	区民事務所名	町会・自治会名	孤立のおそれのある世帯数				
			1回目	2回目	3回目	合計	
409	伊興	伊興東町会	16	7		23	
410		伊興五丁目アパート自治会	1	1		2	
411		伊興英知自治会	0			0	
412		伊興町前沼アパート自治会	1	0		1	
413		伊興四丁目住宅自治会	1	0		1	
414		伊興三丁目アパート自治会	6			6	
415		伊興二丁目自治会	0	0		0	
416		伊興町第2アパート自治会	4	2		6	
417	鹿浜	鹿浜押部町会	29	7		36	
418		鹿浜東町会	16	4		20	
419		鹿浜古内町会	10	6		16	
420		鹿浜糺屋町会	9	6		15	
421		鹿浜島町会	13	8		21	
422		皿沼町会	9	7	7	23	
423		加賀町会	14	5		19	
424		谷在家町会	10	5		15	
425		椿町会	8	1		9	
426		皿沼東町会	1			1	
427		都住谷在家団地自治会	11	13		24	
428		鹿浜団地自治会	8	2		10	
429		上沼田第三アパート自治会	37			37	
430		北鹿浜第二都住自治会	6	2		8	
431		日本住宅公団江北六丁目団地自治会	23	10	5	38	
432		都営鹿浜五丁目団地自治会	26	8		34	
433		都営鹿浜五丁目団地北部自治会	14	2		16	
434		都住加賀二丁目自治会	9	3		12	
435		舎人	舎人町会	51	25		76
436			入谷町会	21			21
437	古千谷本町町会		16	9		25	
438	都住舎人自治会		18	5		23	
439	都住足立入谷自治会		0	0		0	
440	入谷町第2アパート自治会		2	0		2	
			4,298	1,241	265	5,804	

終了率 100.0% 82.7% 17.5%

注1 「No.23 サングランデ千住曙町自治会」については、「No.6 千住曙町自治会」にて1回目調査済み

注2 「No.81 オーベルグランディオハートアイランド自治会」については、「新田ハートアイランド地区」にて1回目調査済み

注3 「No.194 中央本町4丁目2号棟自治会」～「No.197 中央本町四丁目1号棟自治会」については、「No.177 中央本町四丁目団地自治会」にて1回目調査済み

注4 「No.364 ライオンズスクエア竹の塚自治会」については、「No.306 西保木間二丁目町会」にて1回目調査済み